

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第17号

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略	地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。
略	略
出先機関	出先機関
(1)～(28) 略	(1)～(28) 略
<u>(29)～(56)</u> 略	<u>(29) 教養部長</u>
	<u>(30)～(57)</u> 略

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
(課の設置)	(課の設置)																
第2条 略	第2条 次の表の左欄に掲げる部又は総局に、同表の右欄に掲げる課を設ける。																
<table border="1"><thead><tr><th>部又は総局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、<u>薬務課</u>、<u>感染症対策課</u>、生活衛生課</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	部又は総局	課	略	略	健康福祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、 <u>薬務課</u> 、 <u>感染症対策課</u> 、生活衛生課	略	略	<table border="1"><thead><tr><th>部又は総局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、<u>薬務感染症対策課</u>、生活衛生課</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	部又は総局	課	略	略	健康福祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、 <u>薬務感染症対策課</u> 、生活衛生課	略	略
部又は総局	課																
略	略																
健康福祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、 <u>薬務課</u> 、 <u>感染症対策課</u> 、生活衛生課																
略	略																
部又は総局	課																
略	略																
健康福祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、 <u>薬務感染症対策課</u> 、生活衛生課																
略	略																
2～6 略	2～6 略																

第7条 略

健康福祉総務課～医務国保課 略

薬務課

(1)～(9) 略

(10) 略

(11) その他薬事に関すること。

感染症対策課

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること。

(2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）及び検疫法（昭和26年法律第201号）の施行に関すること。

(3) その他感染症対策に関すること。

生活衛生課

(1)～(11) 略

(12) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）の施行に関すること（畜産課の所掌に属するものを除く。）。

(13)～(15) 略

2 略

第10条 略

農政課～農業生産流通課 略

畜産課

(1)～(11) 略

(12) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）の施行に関すること。

(13)～(15) 略

土地改良課～水産課 略

第11条 略

第7条 健康福祉部の各課（子ども政策推進局の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉総務課～医務国保課 略

薬務感染症対策課

(1)～(9) 略

(10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること。

(11) 予防接種法（昭和23年法律第68号）及び検疫法（昭和26年法律第201号）の施行に関すること。

(12) 略

(13) その他薬事及び感染症対策に関すること。

生活衛生課

(1)～(11) 略

(12) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関すること（畜産課の所掌に属するものを除く。）。

(13)～(15) 略

2 略

第10条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課～農業生産流通課 略

畜産課

(1)～(11) 略

(12)～(14) 略

土地改良課～水産課 略

第11条 土木部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木監理課～下水道課 略

建築指導課

(1)～(6) 略

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関すること。

(8)～(11) 略

(12) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関すること（容積率に関する特例許可に係るものに限る。）。

(13) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関すること（要除却認定及び容積率に関する特例許可に係るものに限る。）。

(14) 略

住宅課

(1) 略

(2) 住生活基本法（平成18年法律第61号）の施行に関すること。

(3)～(5) 略

(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること（建築指導課の所掌に属するものを除く。）。

(7) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）の施行に関すること。

(8) 略

(9) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の施行に関すること。

(10) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること（建築指導課の所掌に属するものを除く。）。

(11) 略

土木監理課～下水道課 略

建築指導課

(1)～(6) 略

(7)～(10) 略

(11) 略

住宅課

(1) 略

(2)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(香川県土木事務所規則の一部改正)

第3条 香川県土木事務所規則（昭和38年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(組織)</p> <p>第1条 略</p> <table border="1" data-bbox="185 1412 1066 1489"> <tr> <td>略</td> <td>総務課</td> <td>管理課</td> <td>道路第一課</td> <td>道路第二課</td> </tr> </table>	略	総務課	管理課	道路第一課	道路第二課	<p>(組織)</p> <p>第1条 次の表の左欄に掲げる土木事務所に、同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1171 1412 2051 1489"> <tr> <td>略</td> <td>総務課</td> <td>管理課</td> <td>道路第一課</td> <td>道路第二課</td> </tr> </table>	略	総務課	管理課	道路第一課	道路第二課
略	総務課	管理課	道路第一課	道路第二課							
略	総務課	管理課	道路第一課	道路第二課							

略

2 略

(分掌事務)

第2条 略

2・3 略

4 略

(1) 略

(2) ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること（香川県長尾土木事務所にあっては開発課の所掌に属するものを、香川県中讃土木事務所にあっては長柄ダム再開発事務所の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(6) 略

5 略

(1) 略

(2) ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること。

(3)～(6) 略

6 略

7 開発課の分掌事項は、五名ダム再開発工事の調査、設計及び施工に関することとする。

8・9 略

(長柄ダム再開発事務所)

第3条 長柄ダム再開発工事に関する事務を処理させるため、香川県中讃土木事務所に長柄ダム再開発事務所を置き、当該事務所に総務用地課及び工事課を置く。2 総務用地課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。(1) 長柄ダム再開発工事に係る用地の買収及び物件その他の補償に関すること。(2) 買収用地の所有権移転登記に関すること。3 工事課の分掌事項は、長柄ダム再開発工事の調査、設計及び施工に関することとする。

略

2 略

(分掌事務)

第2条 略

2・3 略

4 河川港湾課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること（香川県長尾土木事務所にあっては、開発課の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(6) 略

5 河川砂防課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) ダム建設工事の調査、設計及び施工に関すること（椋川ダム建設事務所の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(6) 略

6 略

7 開発課の分掌事項は、香川県長尾土木事務所にあっては五名ダム再開発建設工事の調査、設計及び施工に関すること、香川県中讃土木事務所にあっては長柄ダム再開発建設工事の調査、設計及び施工に関することとする。

8・9 略

(椋川ダム建設事務所)

第3条 椋川ダム建設工事に関する事務を処理させるため、香川県高松土木事務所に椋川ダム建設事務所を置き、当該事務所に工事課を置く。2 工事課の分掌事項は、椋川ダム建設工事の調査、設計及び施工に関することとする。

(職員)  
 第4条 略  
 (1)～(3) 略  
(4) 長柄ダム再開発事務所長  
 (5)～(10) 略

(職員)  
 第4条 土木事務所に、次に掲げる職員を置く。  
 (1)～(3) 略  
(4) 柵川ダム建設事務所長  
 (5)～(10) 略

(職務)  
 第5条 略  
 2・3 略  
 4 長柄ダム再開発事務所長は、所長の命を受けて長柄ダム再開発工事に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。  
 5～8 略

(職務)  
 第5条 略  
 2・3 略  
 4 柵川ダム建設事務所長は、所長の命を受けて柵川ダム建設工事に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。  
 5～8 略

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第4条 香川県災害対策本部規則（昭和38年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
部	班	課等	分掌事務	部	班	課等	分掌事務
略				略			
健康福祉部	略	健康福祉部 薬務課	1 医薬品及び血液の確保対策に関すること。 2 毒物及び劇物に関すること。	健康福祉部	略	健康福祉部 薬務感染症対策課	1 医薬品及び血液の確保対策に関すること。 2 被災地の防疫に関すること。 3 毒物及び劇物に関すること。
	感染症対策班				健康福祉部 感染症対策課		
	生活衛生班	略	略				
	略	略			略		
略				略			

(香川県会計規則の一部改正)

第5条 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
会計課	略		会計課	略	
の出納員	薬務課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち薬務課の所掌に係るものの収納	の出納員	薬務感染症対策課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち薬務感染症対策課の所掌に係るものの収納
	略			略	
略			略		

（香川県林業事務所規則の一部改正）

第6条 香川県林業事務所規則（昭和55年香川県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員）</p> <p>第4条 事務所に、次の職員を置く。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>次長</u></p> <p>（3） 略</p> <p>（4）～（6） 略</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 次長は、所長を補佐する。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>（職員）</p> <p>第4条 事務所に、次の職員を置く。</p> <p>（1） 所長</p> <p>（2） <u>主幹</u></p> <p>（3） 副主幹</p> <p>（4）～（6） 略</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 主幹は、上司の命を受けて、特定の業務を処理する。</u></p> <p>3～5 略</p>

（香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第7条 香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則（平成4年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（規則で定める県の機関等）</p> <p>第2条 略</p>	<p>（規則で定める県の機関等）</p> <p>第2条 条例第2条第1項の規則で定める県の機関等（以下「機関等」という。）は、次のとおりとする。</p>

- (1)～(3) 略
- (4) 香川県健康福祉部感染症対策課
- (5)～(14) 略

(条例第6条第1項第1号の規則で定める職務)

第10条 略

- (1) 略
- (2) 獣医師の資格を有する職員が香川県健康福祉部健康福祉総務課、感染症対策課若しくは生活衛生課又は農政水産部畜産課において従事する職務

- (1)～(3) 略
- (4) 香川県健康福祉部薬務感染症対策課
- (5)～(14) 略

(条例第6条第1項第1号の規則で定める職務)

第10条 条例第6条第1項第1号の規則で定める職務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 獣医師の資格を有する職員が香川県健康福祉部健康福祉総務課、薬務感染症対策課若しくは生活衛生課又は農政水産部畜産課において従事する職務

(香川県農業試験場規則の一部改正)

第8条 香川県農業試験場規則(平成12年香川県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(5) 略</li> <li>(6) 茶の栽培の指導に関する<u>こと</u>。</li> <li>(7)・(8) 略</li> </ul> <p>(業務分掌)</p> <p>第3条 試験場に、<u>総務課、企画・営農研究課、病虫・環境研究課、作物・特作研究課及び野菜・花き研究課</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>企画・営農研究課の分掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>試験研究の企画調整に関する事項</u></li> <li>(2) <u>農業機械についての試験研究に関する事項</u></li> <li>(3) <u>農業経営及び気象に関する情報処理についての試験研究に関する事項</u></li> </ul> <p>4 <u>病害・環境研究課の分掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>病害虫についての試験研究に関する事項</u></li> <li>(2) <u>土壌及び肥料についての試験研究に関する事項</u></li> <li>(3) <u>生物工学についての試験研究に関する事項</u></li> </ul>	<p>(業務)</p> <p>第2条 試験場の業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(5) 略</li> <li>(6) <u>オリーブ及び茶の栽培の指導、試験研究等</u>に関する<u>こと</u></li> <li>(7)・(8) 略</li> </ul> <p>(業務分掌)</p> <p>第3条 試験場に、総務課を置く。</p> <p>2 略</p>

(4) 農薬残留等調査に関する事項  
 (5) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に関する事項  
 5 作物・特作研究課の分掌事項は、次のとおりとする。  
 (1) 作物の栽培及び品種についての試験研究に関する事項  
 (2) 作物の原種の養成及び増殖に関する事項  
 (3) 茶の栽培についての試験研究及び指導に関する事項  
 6 野菜・花き研究課の分掌事項は、次のとおりとする。  
 (1) 野菜の栽培及び品種についての試験研究に関する事項  
 (2) 花きの栽培及び品種についての試験研究に関する事項

(研究所の業務分掌)  
 第5条 略  
 (1)・(2) 略  
 2 略  
 (1) オリーブの栽培及び品種についての試験研究に関する事項  
 (2) オリーブの病害虫及び土壌肥料についての試験研究に関する事項  
 (3)・(4) 略

(研究所の業務分掌)  
 第5条 略  
 (1)・(2) 略  
 2 香川県農業試験場小豆オリーブ研究所の分掌事項は、次のとおりとする。  
 (1) オリーブの栽培についての試験研究及び指導並びに品種についての試験研究に関する事項  
 (2)・(3) 略

(香川県立保健医療大学規則の一部改正)

第9条 香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(評議会)            第1条の2 略            2 略            (1)・(2) 略  <u>(3) 研究科長</u>  <u>(4)～(6) 略</u>  <u>(7) 専攻長</u>  <u>(8)～(10) 略</u>            3 <u>前項第10号</u>に規定する者は、知事が委嘱する。</p> <p>(職員)</p>	<p>(評議会)            第1条の2 略            2 評議会は、次の各号に掲げる者で構成する。            (1)・(2) 略    <u>(3)～(5) 略</u>  <u>(6) 教養部長</u>  <u>(7)～(9) 略</u>            3 <u>前項第9号</u>に規定する者は、知事が委嘱する。</p> <p>(職員)</p>



第6条 略

2 大学に、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長、専攻科長及び専攻長を置き、それぞれ教授をもって充てる。

3・4 略

(職務)

第7条 略

2～6 略

7～12 略

(学生定員)

第8条 略

2 略

3 略

専攻	課程	入学定員	総定員
看護学専攻	博士課程の前期の課程	<u>25人</u>	<u>50人</u>
	略		
略			

第6条 略

2 大学に、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長、教養部長、専攻科長及び専攻長を置き、それぞれ教授をもって充てる。

3・4 略

(職務)

第7条 略

2～6 略

7 教養部長は、上司の命を受けて、教養科目に関する事務を掌理する。

8～13 略

(学生定員)

第8条 略

2 略

3 研究科の専攻の学生定員は、次の表のとおりとする。

専攻	課程	入学定員	総定員
看護学専攻	博士課程の前期の課程	<u>5人</u>	<u>10人</u>
	略		
略			

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。